平成２４年（フ）第５０７号
千葉県松戸市高塚新田494番地の14　梨香台団地７棟304号室
債務者　秋津那美子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５１４号
千葉県松戸市馬橋3301番地の２　ジュネパレス松戸第17―205号
債務者　三輪　真弓
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５１５号
千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目６番55号　第２ハイツ岡崎202
債務者　宮崎　正雄
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５２０号
宮城県岩沼市館下１丁目５番26―401号、従前の住所宮城県岩沼市里の杜３丁目４番５号13―１号
債務者　檀崎真由美（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５２７号
仙台市太白区富沢字舘103番地の５
債務者　佐久間令子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５３８号
仙台市若林区南小泉字八軒小路２番地の１八軒パークハイツ303
債務者　西口　典子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
三重県鈴鹿市中旭が丘４丁目11番１号
債務者　北口　文子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３３号
三重県鈴鹿市三日市町1895番地の２、前住所三重県津市河芸町杜の街２丁目31番地16
債務者　青木　涼子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３６号
三重県鈴鹿市神戸９丁目18番５号
債務者　岡田　裕子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３７号
三重県亀山市関町鷲山３番地12　マルベリーⅡ103号、前住所三重県鈴鹿市岸岡町3666番地
債務者　伊藤　栄子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３８号
三重県津市白塚町１番地173
債務者　脇谷　拓也
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３９号
三重県津市白塚町１番地173
債務者　脇谷　絹代
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４５号
三重県鈴鹿市十宮２丁目８番２号
債務者　山口　善良
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５６号
三重県鈴鹿市南玉垣町６番地の４
債務者　北出　桃枝
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで　津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５５号
三重県名張市美旗町池の台東44番地
債務者　高橋龍雄こと　具　　龍雄
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第５８９号
神戸市東灘区御影塚町２丁目７番13号　メゾン・ド・グレース101号
債務者　グロリアサービス社こと　田中　克典
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部